○副議長（村上久仁君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。三十二番瀬戸健治郎君。

〔三十二番　瀬戸健治郎君登壇〕

○三十二番（瀬戸健治郎君）　瀬戸健治郎でございます。初めに、熊本の大震災、そして台風二十五号の大雨などにより、被災に遭われた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告しておきました、大綱四問について質問いたします。

大綱一問目、令和八年産米価の下落とコメ政策について質問いたします。

まず、令和の米騒動と呼ばれた混乱の背景について、政府の動向を振り返ります。

二〇二四年、前年の猛暑による供給量の減少と訪日観光客の需要増が重なり、同年六月末時点の米在庫は百五十六万トンと、記録を取り始めた一九九九年以降で最低となりました。こうした中、南海トラフ地震に関係する情報が発表されると、メディア各社が社会不安を過剰にあおる報道を続け、買いだめが頻発。スーパーの棚からお米が消える深刻な米不足へと発展いたしました。当時の石破首相は、これまでの米の生産抑制から増産へとかじを切る発言をされました。また、事態の打開に向けて、農林水産大臣を小泉大臣へと交代させ「備蓄米の需要があれば無制限に出す」との方針のもと、実際に五十九万トンが市場に放出されました。その一方で、国産米の品薄感と高騰に見切りをつけた外食チェーンなどの民間企業は輸入米に活路を見いだしました。令和七年度の民間輸入量は九万六千八百三十四トンに達し、前年の千十五トンから約九十五倍へと急増しています。これには一キログラム当たり三百四十一円の関税が課せられているにもかかわらずです。更に、日本にはミニマムアクセス米として毎年七十七万トンの輸入が義務づけられています。令和七年に日本生協連が行ったアンケート調査によりますと、お米を買うときに重視することとして、八三・四％が「国産米であること」と圧倒的に多数を占める一方「価格が安いこと」との回答も三三・一％に上りました。価格水準によっては、消費者が国産米だけでなく、輸入米を選択肢に入れる可能性があることを私たちは忘れてはなりません。今回の米騒動は、主食用米を作り過ぎては暴落し、足りなければ輸入されてしまうという、我が国の米政策の構造的な問題を改めて浮き彫りにしま

した。私は、令和七年の第三百九十七回及び第三百九十八回議会において農業問題を取り上げてまいりました。赤字で生産費すら賄えない産業に後継者が育つはずはありません。近年の米の相対取引価格、宮城県の主力品種ひとめぼれを見ると、令和四年十月には一万三千八百二十三円、令和五年十月には一万三千九百八十九円でしたが、令和六年十月には、品薄感から二万四千三百三十一円と大幅に値上がりしました。更に、令和七年の概算金は、当初の二万八千円から三千円が追加され三万千円となりました。しかし、一転して本年、令和八年産の宮城産ひとめぼれの概算金は一万七千円と提示され、県内ＪＡの実態としては更に五百円から千四百円近くも下回っているのが現状です。更に深刻なのは、ＪＡ以外の集荷業者の動きです。例えですが、ＪＡの概算金より例年ですと二千円から三千円高く買い取ることが当たり前でありましたが、昨年はその影響で全国のＪＡグループの集荷率が全生産量の二〇％台にまで落ち込みました。ところが、今年の民間集荷業者の買取り価格は一万二千円から一万三千円程度にとどまり、ＪＡよりも四千から五千円も安い価格が示されているという異常事態が起きています。米一俵を生産するためには、二万五百三十五円の経費がかかります。今年は肥料や農薬、農業機械の購入費、カントリーエレベーターの利用料、土地改良費に至るまで、全てのコストが値上がりしています。この買取り価格では農家は到底やっていけません。農家は決して暴利を望んでいるわけではありません。最低限の生産費が賄えること、そして後継者が希望を持って農業に取り組めるような安定した価格を求めているのです。今回の米騒動の本質的な原因は、政府による在庫量と消費量の見誤りにあります。今、政府ができることは、放出した五十九万トンの備蓄米のうち、既に発表された二十一万トンの買入れにとどまらず、残り三十八万トンについても早期に買入れを行い、市場の需給を引き締めることです。そこで伺います。宮城県知事として、この備蓄米の早期買入れを国に対して強く要望すべきものと考えますが、知事の見解を伺います。

また、コスト高騰と米価暴落の二重苦にあえぐ県内生産者を守り、離農を食い止めるために、宮城県としてどのような具体的な独自対策を打ち出していくのか、明確な答弁を求めます。

大綱二、野生鳥獣保護センター設置に向けてであります。

質問に入る前に、前提となるラムサール条約について御説明いたします。

本条約は、一九七一年二月二日に、イランのラムサールで採択された、国際的に重要な湿地の保全と賢明な利用、ワイズユースを目指す世界唯一の国際条約であります。現在、世界では百七十二か国、二千五百三十三か所が指定されております。日本国内では五十四か所、そのうち、我が宮城県では四か所の指定を受けております。これは北海道、沖縄に次ぐ全国三番目の多さであります。国内の指定第一号は、一九八〇年の北海道釧路湿原であり、第二号として一九八五年、本州で初めて指定されたのが宮城県伊豆沼・内沼であります。その後、二〇〇五年十一月に、蕪栗沼・周辺水田そして、二〇〇八年十月に化女沼、そして近年では二〇一八年十月に志津川湾が指定されました。そのうち、伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼の三つは、お互いにおよそ十五キロ圏内に位置し、美しいトライアングルを形成しながら、マガンやヒシクイの越冬地として世界的にも知られております。また、志津川湾については、東北初の海域登録であり、豊かな海藻藻場や国の天然記念物コクガンなどが観察できる貴重な場所であります。近年の調査によりますと、県内に飛来するガン・カモ・白鳥類は、令和七年十一月時点で二十三万七千羽を超え、令和八年一月には三十万二千羽を超えております。中でもガン類については、日本に飛来する全体のおよそ八割から九割がこの宮城県の三つの湿地で越冬いたします。では、なぜこれほど多くの渡り鳥がこの地域に集まるのでしょうか。日本雁を保護する会の呉地会長によりますと、ガンが安心して休むためには広大な湿地が必要不可欠であります。百年前、伊豆沼・内沼の面積は現在の二倍あり、蕪栗沼もその大半が湿地でありました。しかし、この百年間で宮城県の湿地の実に九二%が消失いたしました。戦前・戦後の食糧難を克服するため、国の事業として一斉に干拓された湿地は、広大な水田へと生まれ変わりました。水田こそが現在では鳥たちにとって格好の餌場となっております。昼はえさ場である水田で過ごし、夕方は安心して休めるねぐらへと帰る、そして朝には再び水田へと飛び立つ。このサイクルが確立されているからにほかなりません。更に、この地域には、ハヤブサや鷹、ミサゴ、フクロウといった猛禽類、カワセミやキツツキなどの小型鳥類、更には、ウナギやコイ、タナゴ、昆虫、そしてヨシやハス、アサザなどの水生植物に至るまで、極めて多種多様な動植物が生息しております。まさに生き物の聖域と呼ぶにふさわしい環境であります。ラムサール条約登録湿地の自然環境保全は、締約国に対する国際的な義務であります。そのため本県では、

昭和六十三年度に、宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団を設立し、平成元年度には、当時の本間俊太郎知事の英断のもと、サンクチュアリセンターの建設に着手いたしました。世界的にも貴重な自然環境を次世代に引き継ぐための大きな一歩を踏み出したのであります。

また、昭和六十三年には、保全対策の具体的な検討を行うため、伊豆沼・内沼環境保全対策検討委員会を設置いたしました。「サンクチュアリの創造を推進するとともに、地域振興に寄与する」を基本方針に掲げ、三年ごとに計画をローリングしながら、水質汚濁防止対策、底質汚濁防止対策、環境の整備という大綱三項目を推進してまいりました。このうち、第三の環境整備については、自然観察園や水生植物園がサンクチュアリセンター本館前に完成しております。また、サンクチュアリセンターの本館、築館館、迫館の建設も終了し、現在は多くの見学者が訪れる拠点となっております。しかし、その一方で、当初の計画に明示されていた極めて重要な施設、すなわち傷病を負った白鳥や野生動物を保護し、リハビリを経て野生に復帰させるための鳥獣保護センター及び水鳥観察舎については、今なお実現に至っていないのが現状であります。現在、県が策定している宮城県第十三次鳥獣保護管理事業計画、令和四年度から令和八年度の実施体制の項目には、確かに仮称宮城県野生鳥獣センターの施設整備計画が記載されております。しかし、その中身を見てみますと、整備年度は未定、所在地も宮城県、面積も未定、内容も未定と事実上の白紙状態になっております。概要として、治療、一時飼養、リハビリ訓練等の傷病鳥獣保護、生息数や生態などの研究と書かれているのみであります。これまでの本県における傷病動物救護の取組を調べますと、その多くは地域の民間獣医師やボランティアの皆様の献身的な努力によって支えられております。保護された地域の獣医師が治療に当たってくださっていますが、環境省から支給される治療費は年間僅か二万円程度であり、現地で開業されている獣医師の方も「どちらかといえばボランティアに近い」とお話しされておりました。この崇高な取組に心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、治療後に野生復帰が困難な場合、知事が委嘱するアニマルレスキューの方々が一時的に飼養管理を行っていますが、こちらも「再び野生に戻れるよう神経を使いながら飼育するため、餌代などを考えるとほぼボランティア活動である」と、大崎市のア

ニマルレスキュー担当者が苦悩の声を漏らしておられます。更に県は、鳥獣保護センターを整備するまでの当面の措置として、仙台市の八木山動物公園に協力を依頼し、傷病鳥獣の救護や希少種の人工繁殖を行うとしております。しかし、先日私が八木山動物公園に赴き、園長にお話を伺ったところ、極めて深刻な課題が浮き彫りとなりました。近年、日本各地で猛威を振るっている鳥インフルエンザの影響により、同園での鳥類の受入れは、五月から九月頃までに限られております。つまり、冬鳥が最も飛来する十月から四月という一番肝腎な時期には、受入れを行っていないという事実であります。しかも、受入れは「保護療養スペースに空きがあるときに限る」との回答でありました。これまで善意で治療を行ってきた民間獣医師やアニマルレスキューの方々も、過度な負担や高齢化、慢性的な獣医師不足に直面しており、将来を見据えたときに、これ以上の依存は限界を迎えていると言わざるを得ません。鳥獣保護管理法の目的は、生物の多様性の確保、生活環境の保全、そして自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保と地域社会の健全な発展に資することであります。そして、都道府県は、地域の実情を踏まえ、科学的かつ計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施する役割を担っております。また、同法では、専門家や民間団体は地方公共団体に対して科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待されております。前述の呉地氏は、本県の第十三次事業計画について次のように厳しく指摘しております。「県の主体性が感じられない」「全てを民間ボランティアや八木山動物公園に頼り、自らの鳥獣保護センターの計画をいまだに先送りしている」「東北各県の中で鳥獣保護センターがないのは宮城県だけである」と。呉地氏らは、次期第十四次鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護センターの設置を明記するよう強く求めております。そこで、知事にお伺いいたします。この鳥獣保護センターの計画が第十三次計画に至るまでなぜ具体的に進まなかったのか。単なる経費節減だけが理由ではないと考えますが、これまでの経緯と県の基本認識を伺います。

また、次期の第十四次鳥獣保護管理事業計画の中に、義務を果たすべく、鳥獣保護センターの整備計画を明確に盛り込むべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

最後に、設置場所についての具体的な提案をさせていただきます。

サンクチュアリセンターから北東に約二キロ、車で五分ほどの場所に、現在は廃校

となっており校舎も解体された畑岡小学校跡地がございます。畑岡小学校は、ラムサール条約登録湿地である伊豆沼を活用したすばらしい総合学習を行っておりました。多様な生物を間近で観察することで、自然のつながりを学び地域の歴史や伝統を受け継ぐという、卒業生や保護者、地域住民が誇りとしてきた伝統の校風がございました。耕地面積二万千百十五平方メートル、校舎面積二千百五十平方メートルを誇った敷地は、現在は解体され、植栽されていた桜なども伐採されております。今後の跡地利用については、地元住民からは「太陽光発電パネルなどの設置には使わせたくない」「畑岡小学校が培ってきた歴史を踏まえ、伊豆沼の自然保護に関する施設として有効活用してほしい」との強い要望が出されております。車で五分の距離に伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターがあり、密接な連携を図りながら世界的にも貴重な水鳥の楽園を守っていける、これ以上ない格好の立地条件を備えているのがこの場所であります。この畑岡小学校跡地を野生鳥獣保護センターとして活用し、本県の環境行政のシンボルとすべきと考えますが、知事の前向きな御答弁を求めます。

続きまして、大綱三点目でございます。

近年の日本各地における激甚な豪雨被害の報道を受け、県民の不安と懸念は日増しに高まっています。こうした現状を踏まえ、本県の治水・水害対策について順次質問いたします。

まず、栗原市及び登米市の丘陵地は、第四紀中葉から後期、約二十万年から三十万年前にかけて、鬼首や鳴子火山から噴出した大量の火砕流や火山灰が二十から三十キロにわたり流れ下り堆積して形成されたものです。また、一迫川、二迫川、三迫川の中流から平野部にかけては、広大な河岸段丘と沖積低地が発達しています。これらの地形は、地球規模の氷河期の気候変動に伴う河川の浸食力の変化や海面変動によって形づくられました。海岸線から四十キロ以上離れた内陸の栗原市であっても、地球規模の気候変動の影響を強く受けて、現在の地形が成立しているという背景にあります。この地域を流れる迫川は栗駒山に源を発し、栗原市から登米市を経て旧北上川に合流する宮城県屈指の大河です。その豊かな水量は県内有数の穀倉地帯を支える一方、幾度となく甚大な水害をもたらしてきました。古くは藩政時代から洪水被害の軽減と新田開発のため延々と治水事業が行われております。慶長年間から昭和初期までの約三百五十年の間に、実に

七十五回もの洪水被害が記録されています。戦前・戦後にかけては、技術の進歩に伴い、用水・排水機場の設置や遊水地の整備が目覚ましく進みました。これにより、かつては手のつけられなかった伊豆沼や蕪栗沼周辺の荒地が次々と開墾され、現在、国内有数の穀倉地帯に生まれ変わっております。しかしながら、近年の台風や線状降水帯の発生といった自然の猛威に対し、いまだ幾度となく被害を被っているのが実情です。以上を踏まえ、具体的な対策について以下六点伺います。

（一）旧北上川支流における対策要望箇所について。

旧北上川に注ぐ支流、迫川や江合川などにおいて、関係市町村や地域住民から具体的な治水・浸水対策を講じるよう要望を受けている箇所は、現在何か所となっているか伺います。

（二）小山田川の霞堤逆流対策及び水門設置要望について。

大崎市、栗原市、登米市にまたがる小山田川について、県が堤防のかさ上げ、支障木の撤去、土砂掘削など継続的に進めている点については、地域住民も高く評価しています。一方で、洪水時に小山田川から霞堤を逆流し、県道一号線を水没させるほどの深刻な水害に対し、地域から「遮断水門を設置することで防げるのではないか」との提案や要望が出されておりますが、これに対する県の回答と見解を伺います。

（三）旧迫川接続点までの支障木・ごみ撤去の迅速化について。

小山田川や蕪栗沼周辺の遊水地からの排水は、最終的に旧迫川を通じて旧北上川に注ぎます。登米市、大崎市、栗原市に関係する小山田川沿岸土地改良区の皆様から、蕪栗沼の排水改善に関する強い要望が出されており、伊藤吉浩議員からも一般質問が行われたところであります。現在、第四分区越流堤付近まで整備が進んでいますが、旧迫川との接続点に至る区間についても、流下能力を確保するため、上流部と同等の幅員確保や支障木の伐採、上層の堆積ごみの撤去を引き続きスピード感を持って進めるべきと考えますが、当局の所見を伺います。

（四）夏川の堤防強化及び東北本線上流部の改修計画について。

迫川の支流である夏川は、栗原市金成から岩手県花泉町を経て、再び宮城県登米市に入り佐沼付近で迫川に合流します。令和四年七月の豪雨では、栗原市若柳大袋付近の数か所で越流が発生し、堤防が洗掘され決壊寸前の危機的な状況に陥りました。地元の

水防団による決死の活動で決壊は未然に防がれたものの、本年も七月二十六日、二十七日、八月二日と断続的に増水し、大袋地区への避難指示が報道されるなど、緊迫した状況が続いております。現在、夏川については、岩手・宮城の両県が同時進行で堤防強化を進めております。ＪＲ東北本線交差部までは計画が組まれております。しかし、被害を根本的に防ぐためには、それより上流部の強化工事についても早急に進めるべきと考えますが、当局の認識と今後の見通しを伺います。

（五）夏川上流部における排水施設・堰の操作連携と排水規制について。

夏川は、特に上流部の改修・強化が遅れているため、洪水時における周辺の排水施設や堰の連携が極めて重要です。本流の急激な水位上昇を抑制し、下流部の水害を未然に防ぐにためも、河川管理者、県の適切な差配・指示のもとで確実な排水規制や運用の連携を行うべきと考えますが、所見を伺います。

（六）二迫川と金生川の合流部における浸水対策について。

二迫川は昭和から平成にかけても度々決壊し、周辺地域に甚大な被害をもたらしてきました。そのため、県は特に左岸側の堤防かさ上げ・強化を重点的に実施してこられました。一方で右岸に合流する金生川には十分な対策が講じられておらず、二迫川のバックウオーターによって金生川上流の県道築館栗駒線付近まで水田が広範囲に水没しています。更に、両河川の接続部付近では、民家の床上・床下浸水、農家の作業場や工場など合わせて十棟が水没する深刻な被害が発生しました。この事態を受け令和四年八月十九日に、栗駒泉沢区長名で北部土木事務所栗原地域事務所長へ、金生川の改修に関する要望書が提出され、令和五年五月三十一日にも同事務所へ直接要望が行われております。これら地元の切実な要望に対して県としてこれまでどのように対応し、今後どのように説明していくのか、方針を伺います。

最後、大綱四点目でございます。

運転免許センターの予約困難問題と今後の対策について。

少子化により運転免許を取得する若者は年々減少しております。しかし、高校を卒業する三月に免許を取得し、就職や進学という新しい道へ進む流れは、今も昔も変わらない重要な節目であります。私は本年四月、この節目に起きた重大な問題について相談を受けました。ある若者が三月中に自動車学校の卒業試験に合格したものの、免許セン

ターの学科試験・適性試験のネット予約がどうしても取れず、三月中に免許が取れないまま宮城を離れ、他県での就職を迎えざるを得なくなりました。採用条件が普通免許の取得であったため、就職先に平謝りで事情を説明し、入社後一か月遅れでようやく他県で免許を取得できたとのことです。若者の新しい一歩に、いきなりこのような精神的・時間的負担を強いる体制は大きな問題と言わざるを得ません。そこでお伺いいたします。なぜこのような事態が起きたのか、いつ頃からか、そして、対象者は何人に上っているのか、その原因と二度とこうした事態を招かないための今後の対策について、具体的な見解を伺い、一回目の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

〔知事　村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君）　瀬戸健治郎議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、令和八年産米価下落とコメ政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、備蓄米の買入れ要望についてのお尋ねにお答えいたします。

国においては、昨年放出した政府備蓄米五十九万トンのうち二十一万トン分について、既に買戻しの手続が実施されたところでありますが、依然として適正な備蓄水準である百万トンの回復には至っておりません。そのため、食料安全保障の観点から、今後も国が責任を持って早期に買戻しを進めていくものと考えておりますが、県といたしましても、その状況を十分注視するとともに、米の需給の安定化に向けた対策をしっかりと講じるよう、あらゆる機会を捉えて国に求めてまいりたいと思います。

次に、生産者を守り離農を防ぐ対策についての御質問にお答えいたします。

今年産米の概算金が前年を大きく下回り、資材価格の高止まりも続くなど、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、生産者の離農を防ぐためにも、営農継続などに対する不安の解消を図るとともに、県産米の需要拡大に向けた更なる取組が必要であると認識しております。そのため県では、今年産米の概算金が発表された直後から、地方振興事務所の農業担当部署など計十か所に営農相談窓口を設置し、制度資金の案内

や生産コスト低減技術などについて助言等を行っているところであります。また、来月から、県内外約三百店舗の飲食店と連携し、県産米の消費拡大キャンペーンを実施することとしているほか、首都圏及び関西圏において新米販売会を開催するなど、県産米の消費拡大と販売促進に取り組むことにしております。県といたしましては、生産者が意欲を持って営農活動を継続できるよう、引き続き関係団体等と連携しながら、必要に応じた対策を講じるよう努めてまいります。

次に、大綱三点目、水害対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、旧北上川支流における関係自治体や地域住民からの要望についてのお尋ねにお答えいたします。

近年の気候変動の影響に伴い、全国的に水災害が激甚化・頻発化し、迫川や江合川流域の各河川においても甚大な被害が繰り返し発生しており、関係市町村や地域の方々より、河川整備の推進や維持管理などに関する様々な御要望をいただいていることから、治水対策の一層の加速化が必要であると強く認識しております。これまで県では、県内全域の河川を対象とした「見える川づくり計画」に基づき、計画的に河川整備を進めるとともに、定期的に河道調査を行い、堆積土砂撤去や支障木伐採などの実施により、流下能力の確保と適切な維持管理に努めてきたところであります。県といたしましては、県民の安全で安心な暮らしの確保に向けて、引き続き、沿川自治体や地域の方々の御意見を丁寧に伺うとともに、国の国土強靭化予算などを積極的に活用しながら、更なる治水対策の推進にしっかりと取り組んでまいります。

次に、夏川における今後の河川改修についての御質問にお答えいたします。

栗原市や登米市を流れる夏川については、左岸が岩手県、右岸が宮城県となっており、現在、登米市石越地区の橋向橋から上流の小谷地橋までの約二・三キロメートル区間を河川整備計画に位置づけ、岩手県と連携しながら河道掘削や堤防整備を進めてきたところであります。これまで橋向橋から上流区間の築堤工事を実施しており、昨年度までに約一・六キロメートル区間が完了し、今年度は、ＪＲ東北本線橋梁部の築堤について、ＪＲ東日本と協議を重ねながら調査・設計を実施しております。また、ＪＲ東北本線の上流部は人家が連担しており、早期に治水安全度を確保する必要があることから、県といたしましては、ＪＲ橋梁部の築堤を一日も早く完成させ、切れ目なく事業に着手

できるよう鋭意取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　環境生活部長石川佳洋君。

〔環境生活部長　石川佳洋君登壇〕

○環境生活部長（石川佳洋君）　大綱二点目、野生鳥獣保護センター設置に向けての御質問にお答えいたします。

県では、令和四年度から今年度末までを期間とする第十三次鳥獣保護管理事業計画において、傷病鳥獣の救護や調査研究を含む野生鳥獣の保護管理に関する総合的な拠点である、仮称・宮城県野生鳥獣センターの整備検討を継続すると明記しております。県の自然環境保全審議会におけるこれまでの議論では、拠点の整備・運営コストの課題に加え、身近な地域で傷病鳥獣を救護できる体制づくりや、特別な知見を要する野生鳥獣救護人材の育成、鳥獣被害の抑制に向けた調査研究など、中長期的な視点に立った拠点が担うべき機能・必要性などについて御意見をいただいてまいりました。県といたしましては、これまでの御意見や気候変動等に伴う生態系の変化、人と鳥獣とのあつれきが増大している状況等も踏まえながら、今年度中に改定予定の次期計画において、引き続き総合的な拠点整備の在り方についてしっかりと議論を深めてまいります。なお、御提案のありました栗原市立畑岡小学校跡地への整備につきましては、伊豆沼を活用した総合学習等を通じて、地域の自然や歴史を大切にする精神を育んできた校風を尊重しながら、まずは土地所有者である栗原市の意向を伺ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　土木部長齋藤和城君。

〔土木部長　齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君）　大綱三点目、水害対策についての御質問のうち、小山田川の水害対策についてのお尋ねにお答えいたします。

栗原市瀬峰地区を流れる小山田川については、堤防左岸側の一部に霞堤を採用しており、洪水時には、堤防の切れ目から一時的に堤内地に水を流すことにより河川の水位や流速を下げ、洪水被害を軽減させるほか、平常時には、堤内地の水を容易に排水できるなどの特徴があります。これまで県では、小山田川における近年の浸水被害を踏まえ、

重点的に堤防機能の強化や堆積土砂撤去、支障木伐採を実施してきたところです。また、小山田川の霞堤については、地元からの御要望を踏まえ、水門設置による浸水被害の軽減効果等について検討を進めてまいりましたが、効果を発現するためには、内水対策を含めた整備が必要となっていることから、今年度、浸水被害の軽減に向けた更なる検討を進めることとしております。県といたしましては、地域の方々が安全・安心に暮らせるよう、引き続き栗原市と連携しながら取り組んでまいります。

次に、小山田川・蕪栗沼の排水改善についての御質問にお答えいたします。

蕪栗沼は、小山田川や瀬峰川・萱刈川などの河川が流入し、洪水時には遊水地として機能するほか、ラムサール条約に登録される自然豊かな湿地で、マガンなどの越冬地となるなど、生態系上も貴重な環境を有しております。また、小山田川は蕪栗沼を経て下流の旧迫川へ注ぐ河川であり、近年の度重なる浸水被害を踏まえ、蕪栗沼を含めた流下能力の確保が重要であると認識しております。県では、蕪栗沼の遊水機能維持と自然環境保全を図るため、蕪栗沼遊水地環境管理基本計画に基づき、環境保護団体と連携しながら、環境に配慮した維持管理に努めており、令和五年度からは、蕪栗沼への土砂流入を抑制するために、小山田川の土砂撤去を継続的に実施しているところです。県といたしましては引き続き、環境保護団体と調整を図りながら、蕪栗沼の流下能力の確保に向け、遊水地内の低水路掘削や支障木伐採・ごみの撤去等を計画的に行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、夏川の排水規制の対応についての御質問にお答えいたします。

迫川流域では、迫川本川や夏川を含む支川の一部が暫定整備となっていることから、洪水時の破堤を未然に防ぐため、平成七年度に設置した河川管理者や関係市町、土地改良区等で構成する「迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会」を定期的に開催し、大雨により洪水の発生が予想される場合に、相互に協力して河川への排水を規制する調整を行ってきたところです。これまでの河川整備により、迫川流域の治水安全度は向上しましたが、河川の氾濫を防ぐためには、各施設管理者が操作規則に基づき、排水施設や堰の操作を適切に行うことが大変重要であることから、関係者が連携・協力して取り組む必要があると認識しております。県といたしましては引き続き、協議会を通じて、適切な管理・運用について各施設管理者に働きかけてまいります。

次に、金生川周辺の要望への対応についての御質問にお答えいたします。

栗原市栗駒泉沢地区の金生川は、二迫川からのバックウオーターの影響を受けやすく、これまで浸水被害が度々発生してきたことから、治水安全度の向上に向けた取組が必要であると認識しております。このため県では、地元からの御要望を踏まえ、昨年度、二迫川合流点から片子沢橋までの約一・四キロメートル区間について、支障木伐採を実施したほか、洪水時の円滑な避難に向け、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを整備したところです。県といたしましては、更なる流下能力の確保に向け、来年度から堆積土砂撤去を計画的に実施するとともに、引き続き栗原市と緊密に連携し、流域治水の視点も取り入れながら、二迫川のバックウオーターの影響も含めた必要な対策について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長　杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君）　大綱四点目、運転免許センターについての御質問にお答えいたします。

県警察では、運転免許センターの混雑緩和、学科試験受験者の待ち時間短縮、職員の働き方改革等のため、令和六年十一月から学科試験の予約制を導入しております。例年、特に混雑する三月は予約枠を拡大しており、今年の三月は他の月の約二倍に当たる約三千九百人の普通免許の受験者を受け入れております。予約に当たっては原則としてオンラインシステムを利用いただいておりますが、特段の事情がある方は個別の相談にも応じております。しかし、受験者の中にはオンラインシステムで希望日に空きがなかったために予約を諦めてしまった方も、数は分かりませんけれども、いたものと考えられます。県警察では、予約枠の拡大を検討するとともに、オンラインシステムで予約が取れなかった受験者に対しては、引き続き個別の相談にも対応するなど、年度末における受験混雑の緩和と受験機会の確保の両立に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　三十二番瀬戸健治郎君。

○三十二番（瀬戸健治郎君）　それでは、再質問いたします。

一回目の質問でもお話しましたが、傷病の動物を保護する保護センター、東北では宮城県だけが設置されていないというお話でございました。ぜひ、これを設置していただきまして、国際的に責任のある野生動物の保護、そして宮城県の環境に資するために、県でも努力していただきたいと思いますが、候補地まで提案しておりますので、ぜひ、知事、良い回答をお願いいたします。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　先ほど部長が答弁したわけでありますが、今までいろんな御意見をいただいておりますし、気候変動等に伴う生態系の変化や人と鳥獣のあつれきが増大している状況等を踏まえながら、今年度中に改定予定の次期計画において、引き続き総合的な拠点整備の在り方について議論してまいりたいと思っております。畑岡小学校の跡地の利用については、栗原市のお考えなども改めて確認しながら、よく検討してまいりたいと思います。

○副議長（村上久仁君）　三十二番瀬戸健治郎君。

○三十二番（瀬戸健治郎君）　最後でありますが、迫川や江合川の排水は、最終的には旧北上川の水位の問題に関わります。洪水時には北上川から旧北上川へ入る鴇波水門と脇谷水門がありますが、それをシャットアウトしていただいて、迫川・江合川の排水を優先するというような、これは国交省との話合いになりますが、このことを県としてぜひ進めていただきたいと思います。最後に部長お願いいたします。

○副議長（村上久仁君）　土木部長齋藤和城君。

○土木部長（齋藤和城君）　まさしく、今、雨の降り方が変わって来ている時代でございます。河川計画の流量以上に雨が降るような時代になってきていますので、今後どういった治水の在り方が望ましいのか、それについては国をはじめ関係者と連携しながら検討していきたいと思います。